

「鹿児島県ベトナム訪問団派遣事業」旅行手配等業務委託に係る企画コンペ実施要領

1 業務概要

(1) 業務委託名

「鹿児島県ベトナム訪問団派遣事業」旅行手配等業務委託

(2) 業務委託内容

別紙1「仕様書」のとおり

2 参加資格

県内に本店・支店・営業所等を有し、海外旅行を幅広く実施できる旅行業法施行規則に規定する第1種旅行業者であり、次に掲げる条件に該当しない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者

- ① 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 鹿児島県との契約等において次のアからカまでのいずれかに該当すると認められる者でその者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないとされた者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
カ アからオにより一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められる者

イ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあっては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下同じ。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められる者

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者
オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められる者

(3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

(4) 県税を滞納している者

3 手続等

(1) 企画提案書の内容、提出部数、提出期限、提出方法

① 内容

別紙2「企画提案書作成要領」による

② 提出部数

正本1部、副本4部

③ 提出期限

令和5年5月26日（金）午後5時まで（必着）

④ 提出方法

持参または郵送

(2) 提出先

鹿児島県商工労働水産部産業人材確保・移住促進課外国人材政策推進室

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話：099-286-3080 FAX：099-286-3599

E-mail：g-suishin@pref.kagoshima.lg.jp

(3) 選考

企画提案書に基づき、事務局において書類審査により選考する。

※ 提案者によるプレゼンテーションは実施しない。

4 その他

(1) 手続において使用する通貨は、日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金は免除とする。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用については、提出側の負担とする。

(4) 企画案の選考後、企画提案者と県との間で、事業実施に向けた協議を行う。なお、協議の結果、提案事業の内容の一部が変更・修正される可能性がある。

(5) 本件について質問等がある場合は、令和5年5月19日（金）までにメール又はFAXにより連絡すること（電話・来訪不可）。また、回答は、県からメールにより送付する（質問趣旨の照会、確認等もメールによる）。